

下呂市スポーツ協会規約（新）

- 第1条（名称）
本会は下呂市スポーツ協会という。
- 第2条（事務局）
本会は事務局を特定非営利活動法人萩原スポーツクラブに置く。
本会に事務及び会計担当者を置く。
- 第3条（組織）
1 本会は次の団体を加盟団体とする。
2 市内を統轄する各競技団体で総会及び理事会の同意を得た団体。
- 第4条（目的）
本会は各競技団体相互の連絡提携を図り、健全な体育の普及並びに地域住民の体力向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。
- 第5条（事業）
本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
① スポーツ振興のための基本方針を確立すること。
② 公益財団法人岐阜県スポーツ協会との連携を図ること。
③ 加盟競技団体の強化発展と相互の連絡調整を図ること。
④ 岐阜県民スポーツ大会に派遣する下呂市代表選手並びに役員の選考に協力すること。
⑤ 下呂市スポーツ大会を開催すること。
⑥ 講習会、スポーツ教室、その他スポーツに関する各種事業の実施及び援助をすること。
⑦ 体育功労者・優秀選手及び優秀チーム・審判員功労者を表彰すること。
⑧ その他、本会の目的達成に必要な地域の事業を援助すること。
- 第6条（役員）
本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名以内 |
| 理 事 長 | 1名 |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |
- 第7条（役員を選任）
1 会長、副会長、理事長は常任理事会の互選で推挙し総会で承認する。
2 常任理事は、総会で選出し承認する。
3 監事は総会において会長が委嘱する。
- 第8条（役員の仕事）
会長は、本会を代表し会務を統轄する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
理事長は、会長・副会長を補佐し理事会・常任理事会の決議事項に基づき会務を掌理する。
常任理事は、理事長を補佐し常務を掌理する。
監事は、本会の会計を監査し、監査報告を理事会で行う。
- 第9条（理事）
理事は次に掲げるところにより推挙された者をもってあてる。
① 各地域代表者5名
② 各競技団体より各1名（会長）
③ 下呂市内総合型地域スポーツクラブ代表者1名
④ 下呂市中学校体育連盟会長1名
⑤ 他に会長は学識経験者のうち若干名の理事を選任することができる。

第10条 (常任理事会)
常任理事会は、理事長がこれを招集し、総会及び理事会審議事項及び簡易な事業・単独審議に関する事項について審議又は執行する。
常任理事会には、会長・副会長・理事長・常任理事により構成する。
(事務局の事務・会計担当者を出席させる事が出来る)

第11条 (総会及び理事会)
1 総会は、年1～2回会長が召集し、次の事項を審議する。
① 事業計画・事業報告に関する事。
② 予算・決算に関する事。
③ 役員選出に関する事。
④ 規約改正に関する事。
⑤ その他、重要な事項に関する事。
2 理事会は、上記以外の事項を審議する。
3 総会及び理事会の議長は、常任理事より選出する。
4 総会及び理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって、その議事を審議し議決をする。又、議事は、出席者の過半数で定め、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5 理事は、総会及び理事会に欠席する場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。この場合、代理者の出席を認める。

第12条 (役員任期)
役員任期は2年とする。但し再選は妨げない。
補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
各地域、各競技団体を退いた場合は、その時点で市スポーツ協会の役員任務も解任となり、補欠を選任する。

第13条 (参与及び顧問)
本会に参与及び顧問を若干名置くことができる。参与及び顧問は総会及び理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第14条 (会計)
本会の経費は次に掲げるものによって支弁する。
① 市補助金
② 加盟競技団体会費
③ 寄付金
④ その他の収入

第15条 (会計年度)
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 (加盟競技団体)
加盟競技団体に関する事項については、総会及び理事会の決議を経て別に定める。

第17条 (旅費規定)
本会の旅費規定により支払い、別に定める。

※ 付則 本規約は、平成18年4月1日より施行する。(平成18年2月23日臨時総会)
本規約は、平成18年6月2日より施行する。
本規約は、平成22年3月10日より施行する。(理事会)
本規約は、平成23年5月30日より施行する。(平成23年5月30日総会)
本規約は、平成29年5月11日より施行する。(平成29年5月11日総会)
本規約は、令和2年5月13日より執行する。(令和2年5月13日総会)
本規約は、令和3年4月1日より執行する。(令和2年7月17日常任理事会)